

広報

きたもと

9月
2019 No.979

特集面

きつと、もつと、きたもとが好きになる 旬な話題をお届け!

【特集】北本の歴史を探る ⑧

岩槻街道

寿命院

氷川神社
(宮内)

岩槻街道

あずま通り

上手館跡

旧中山道

左上から右下に向かって斜めに走っている道が岩槻街道。
写真左側には旧中山道とあずま通りも見える。昭和23年に
GHQが撮影した空中写真(国土地理院所蔵)。

岩槻街道

「岩槻街道」とは、岩付城(現さいたま市岩槻区)を基点として放射状に伸びる道路のことで、そのうちの一本が市内の東側を走っていました。この街道は、今から約500年前の戦国時代、この岩付城を治めていた岩付太田氏と、その領内各地の在地武士とを繋ぐ重要な役割を果たしていました。このルートは、現在の岩槻から蓮田・伊奈・桶川を通じて、市内の朝日から深井に抜けて鴻巣市人形に至ります。

この街道沿いには、在地武士たちの館跡や古い寺院など、多くの歴史遺産が点在しており、重要な道であったことがうかがえます。今回は、この古道に沿って北本市東部の歴史をみていきます。



戦国時代の北本

在地武士が活躍した時代、鴻巣七騎

市域を治めていた岩付太田氏は、江戸城を築いたことで有名な太田道灌の子孫、資頼が岩付城主になったことから始まります。

このときの周辺の村々では、俗に「鴻巣七騎」と呼ばれる在地武士が活躍していたといわれています。これらの在地武士たちは、岩付太田氏の配下であり、それぞれが北本周辺に所領をもっていました。ここでいう鴻巣とは、北本市の東側一帯と桶川市の東部、そして鴻巣市の南東部を含む「鴻巣郷」と呼ばれた範囲を指します。

在地武士たちの姓と住んでいた場所は諸説あり、人数も7人に限られていませんが、次の人々の名前が伝わっています。

- ① 大島大炊助・大膳亮(宮内)
- ② 深井対馬守景吉(深井)
- ③ 小池長門守(鴻巣市鴻巣)
- ④ 加藤修理亮(中丸)
- ⑤ 矢部某(鴻巣市下谷)
- ⑥ 立川石見守(鴻巣市上谷)
- ⑦ 河野和泉守(鴻巣市常光)
- ⑧ 本木某(桶川市加納)



大島家に伝わる貝杓子(江戸時代前期・市指定文化財)

鴻巣七騎のうち、北本に係る在地武士は少なくとも3人います。宮内・古市場周辺は大島氏が、深井周辺は深井氏が、中丸周辺は加藤氏がそれぞれ治めていました。彼らは、岩付太田氏や小田原北条氏に仕えた武士である一方、地域において開発を推し進める開発領主でした。岩槻街道沿いには、彼らが残した足跡がいたるところに残されています。



〔後北条氏と河越城〕川越市立博物館2010より転載・加筆修正

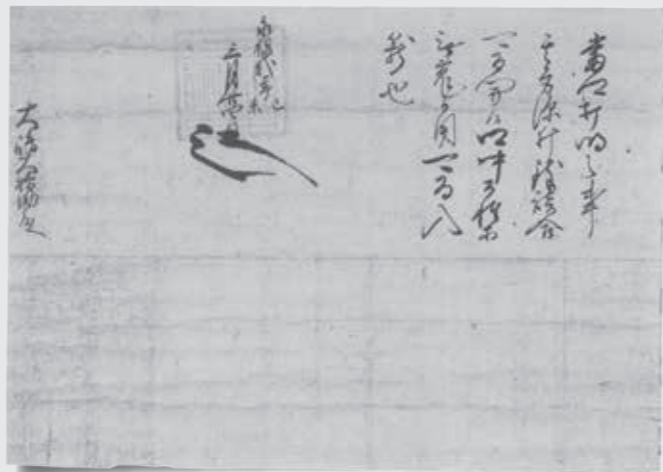


鉄製象嵌舌長鐙(戦国時代・市指定文化財)

鐙とは、馬の背中ののせる鞍の両脇に下げて、足を踏みかけるためのもの。足を乗せる部分である「舌」が長いので「舌長鐙」と呼ばれる。当時の武士が馬に乗って街道を駆ける姿を彷彿とさせる貴重な文化財。

コラム column

コラム① 太田資正判物



この古文書は、太田資正が大島大炊助に対し、深井氏と相談して「当郷」の開発を行うように命じたものです。ここでいう「当郷」とは市内の宮内周辺のことと考えられ、市域が太田氏の支配を受けていたことがわかります。

当郷打明之事
其方深井致談合
可為開候郷中百姓等
無免角可為入
籠成
永禄式年 己未
三月二十四日
大島大炊助殿

(読み下し)
当郷打明けの事、
その方深井と談合致し
開かせべく候郷中の百姓等、
免角なく入り
籠ませべきなり

在地武士たちの足跡を辿る

〜土地に残された彼らの記憶〜

① 上手館跡 (古市場・宮内)

この館跡は、江戸時代後期に書かれた『武蔵志』に「古市場古壘 古市場村二在」と記されていますが、長らく詳細は不明でした。

昭和63年頃、地元の郷土史家と市史編さん室により、古市場1丁目目に土塁が残されていることが確認されました。これによって、ここが在地武士の館であることが証明され、大島氏の居館であった可能性が指摘されています。



上手館跡に残された土塁(発見当時)

② 寿命院(深井)

寿命院は、文明年間(1469〜1487)に創建されたと伝えられる寺院です。戦国時代に周辺を治めていた深井氏が中興したとされ、境内には深井景孝をはじめとした代々の領主の墓が立ち並んでいます。

天正19(1591)年に徳川家康から寺領十石が寄進され、それ以降、歴代の将軍から寺領を保証する朱印状を受けています。また、境内には鎌倉時代中期の建長3(1251)年と建治2(1276)年に建てられた板碑があり、共に市指定文化財になっています。



寿命院の山門



寿命院朱印状(市指定文化財)

③ 大久保館跡(中丸)

大久保館跡は、加藤氏の館跡と考えられています。現地には今も水堀の跡が残っており、この堀を掘った土を岩付城の築城のために運んでいったとの伝説が残されています。

また、中丸8丁目の安養院の北側と西側には、かつて数十メートルにわたって堀跡と思われる窪みが残っており、ここにも加藤氏に関する館があったと推測されています。



小池長門守・加藤修理亮の墓(安養院)

街道を彩る文化財

〜指定文化財みて歩き〜

④ 氷川神社(宮内)

創建年代は不明ですが、大宮の氷川神社から勧請を受けて建立されたといわれています。江戸時代後期の文政10(1827)年には、その由緒の古さが認められ「武蔵三宮」と称されました。

神社に向かって左側にある覆屋の中には、市内最古の建造物である「宮内氷川神社旧社殿(市指定文化財)」が収められています。「流れ見世棚造り」と呼ばれる建築様式で、江戸時代初期のものと考えられています。



宮内氷川神社旧社殿(市指定文化財)

⑤ 薬師堂(深井)

寿命院と地元で管理されているお堂で、創建については定かではありませんが、室町時代中頃であると推測されます。本尊の木造薬師如来三尊像(市指定文化財)は、室町時代後期の作と考えられています。

かつては、目の流行病にかかると「め」と書いた絵馬を奉納し、平癒を祈願する人が少なくありませんでした。今でも「向かいめ」の額が奉納されています。

また、参道を入ってすぐ左側にあるお地藏様は「いぼ地藏」といい、祈願をして「いぼ」がとれると、お札に団子と酒をお供えたといわれています。



木造薬師如来三尊像(市指定文化財)

⑥ 宮内の稲荷石塔(宮内)

宮内の稲荷石塔(市指定文化財)は、天和3(1683)年に造られたものです。レリーフで表現されたキツネは片足を軽くあげ、紐のついた鍵をくわえています。江戸時代前半の当地域の稲荷信仰を伝える大切な歴史遺産です。



宮内の稲荷石塔(市指定文化財)



コラム column

【コラム②】対馬屋敷はどこに? 幻の「堀之内」を求めて

『新編武蔵風土記稿』の深井村の項には、「小名 堀之内 東の方を云、古へ深井対馬守が居住せし所なり、一に対馬屋敷」と記されています。この「堀之内」および「対馬屋敷」については、寿命院周辺のことを指すと推測されていましたが、その正確な場所はわかっていません。

このような中、平成30年12月から寿命院の北側で行った発掘調査では、幅4メートル×深さ2メートルの堀跡が国道17号と並行するようにのびていることがわかりました。これが「堀之内」の由来となる堀跡とすれば、寿命院の山門から堀跡の北端までの距離は260メートル以上となり、お寺を囲むように大きな区画があったことになります。ここが「対馬屋敷」であった可能性を考えたくなる発見でした。



発掘調査で見つかった堀跡(北から)



庚申塔兼道標(市指定文化財)

⑦ 庚申塔兼道標(宮内)

この庚申塔は、元禄10(1697)年に地元の人々によって建てられたもので、川越や騎西、岩槻に向かうための道標を兼ねています(市指定文化財)。本尊は青面金剛という鬼神です。

中国の道教の考えでは、体の中には「三尸の虫」が住んでいて、60日に一度の庚申の日、寝ている人の体内から抜け出し、天帝にその人の悪事を告げ口するといわれています。告げ口をされた人はその罪に応じて寿命を減らされてしまうため、「三尸の虫」が抜け出さないよう、その夜は集まって念仏などを唱えながら寝ずに過ごしました。これを庚申待といい、3年の間に18回続けた記念碑として建てられたのが庚申塔です。



猿田彦太神(市指定文化財)

⑧ 猿田彦太神(中丸)

猿田彦は神道の神様ですが、庚申塔の「申」の文字が「さる」であることから、庚申様と同じ神様であると考えられるようになりました。

この猿田彦太神(市指定文化財)は、文化9(1812)年に22人の講員が共同で建立したもので、石塔の正面には「猿田彦太神」と刻まれています。この左側には片膝を立てて座る猿田彦太神を表現している像があり、大変珍しいものです。

コラム column

【コラム③】キリシタン禁制の実態

かつての花ノ木村(現・朝日3・4丁目)には、キリシタンを規制するために出された高札が残されていました。この高札は、天和2(1682)年、村の高札場に掲げられたもので、キリスト教の信者が隠れていることを密告した者に、「パレレン」や「イルマン」と呼ばれる信者の身分に応じて報酬を支払

い、逆にかくまった場合には、名主および五人組の連帯責任で罰するという内容です。江戸幕府は、慶長17(1612)年にキリシタン禁制を打ち出し、翌年には全国的に禁教令を布告します。この高札から、江戸幕府の厳しい宗教政策がみてとれます。



天和2(1682)年切支丹禁制高札(市指定文化財)

定

切支丹宗門ハ累年御禁制たり、自然不審成者有之ハ可申出。御ほうびとして

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かえり者の訴人 同断

同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通可被下之、たとえ同宿宗門之内たりといども訴人申出たり銀百枚可被下之、かくし置他所よりあらはるるにおいてハ其所之名主并五人組一類共可処嚴科者也。仍如件

天和二年 五月一日

右之通被 御出候付領内二□□堅可相守者也

前田半右衛門